

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
29年－6 (29.2.7)	警 察	<p>県警における職務規律の維持と、各所属に対し県民への誓いの遵守徹底を求めること等について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>すでに報道されているように、鳥取県警の巡査部長が、平成28年度の公務員採用試験で特定の受験者を合格させるため、試験関係者の知人に品物を送ったとして、同人が昨年12月12日付で減給10分の1（3ヶ月）の懲戒処分を受けていたことがマスコミからの情報公開請求で分かった。</p> <p>県警監察課によると、巡査部長は知人に品物を送ったことを認めているという。これは、刑法第198条に規定される贈賄罪に当たる疑いがある。県警は「発表の基準を満たしていない。」として、氏名や所属、送った品物の内容を隠蔽している。</p> <p>さらに、暴力団組員から飲食の提供を受けていたとして、巡査が本部長注意処分となっていたことも判明。県警は、この事実も隠蔽していた。また、警部が無断欠勤、失踪をし、無届で旅行。警察手帳の紛失と枚挙に暇がない。</p> <p>警察手帳は、学生手帳とは違う。警察法第68条第1項及び同施行令第9条第1項で警察官に貸与することが定められ、取扱いを慎重にしなければならない。また、常時携帯義務が課され、着ている衣服に紛失防止紐で常につなぐ必要もある。さらに、職務を行うに当たり、警察官であることを示す必要があるときは、証票及び記章を呈示しなければならない（警察手帳規則第5条）。それは、警察官の職務が本来的に人々の権利を制限し、義務を課するところに由来し、警察手帳を提示することで、その行為の適正性を推定させ、もって国民の権利を保護し、警察行政に対する国民の信頼を確保することにある。</p> <p>上記の数々の不祥事について、私は深い憤りを持って見ていた。多分、これについては議員の皆様にも、怒りと問題意識を共有していただけたと思う。</p> <p>まず、どうしてこのような重大な事案が、発覚後ただちに公表されなかったのか。県警は、本件を「職務に関することではな」かったから公表しなかったと説明している（新聞記事より）</p>	足羽 佑太 (倉吉市)

が、これは認識の誤りである。

まず、公務員採用試験における口利きについては、仮にそれが警察署の外で、私服で、非番のもとで行われたのだとしても、自身の公務員（巡査部長）としての立場、コネを利用したもので、全体の奉仕者（日本国憲法第 15 条）であることを忘れた恥ずべき行為であり、また、試験関係者（相手方）についても、仮に試験の結果に影響を及ぼさなかったのだとしても、自己の地位を利用して品物を受領しているのは問題である。

また、組員からの飲食の提供、便宜供与については、県は鳥取県暴力団排除条例第 3 条により「暴力団を利用しない」とこととされ、第 7 条により「県は、県民の安全で平穏な生活を確保するため、暴力団事務所が開設（中略）をされないよう必要な措置を講ずる」はずであるのに、そこに出入りをすると何事であろうか。

そして、鳥取県職員服務規程にも次のようにある。「職員は、法令、条例、規則その他の規程を遵守し、かつ、上司の職務上の命令に従い、公正に職務を遂行しなければならない。」（第 4 条第 1 項）、「職員は、県民全体の奉仕者であるという責務を常に自覚し、県民の不信と疑惑を招くことのないよう心がけ、県民の信頼にこたえるよう行動しなければならない。」（同条第 2 項）、「職員は、職員に対する県民の信頼を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」（同条第 3 項）、「職員は、職務遂行の公正さを疑われるような供応接待又は利益の供与を受けてはならない。」（第 5 条）。

また、県警における事案公表については、警察庁における通達（警察庁長官官房長丙人発第 152 号）の例による形で、確かに「私的な行為」の場合では停職以上の処分の場合に公表されることとなっているが、その他「国民の信頼を確保するため適当であると認められる」場合は、発表を行うこととされているので、減給でも発表を行うことは当然にできる。本件のように、贈収賄や暴力団事務所の出入り、便宜供与などの重大な事案について、減給や本部長注意というのは、身内に対する処分の甘さもさることながら、事案の公表を行わないとした県警の対応は不適切であって許されない。

		<p>▶陳情趣旨</p> <p>以下の事項について、県警に係る予算の議決権を握る県議会として、地方自治法第125条の規定により、県執行部に対し求め、本件事案の発生について県警に抗議し、再発防止を要請すること。</p> <p>(1) 県警において、贈収賄や暴力団事務所への出入りなど、県民の不信と疑惑を招くようなことは厳につつしみ、報道のような事件が再発されることのないよう、服務規律の維持について、各所属に対して周知徹底を行うこと。</p> <p>(2) 県警における不祥事公表の基準について再検討を行い、県民の知る権利を担保し、もってひらかれた鳥取県警を実現すること。</p> <p>(3) 鳥取県庁県民課及び人事企画課並びに鳥取県警広報県民課及び監察課において、県民への誓い5項目が遵守徹底されるように、再度徹底を図ること（なお、これはあくまで例示であって、正当な権限を持つ担当部局において処理いただきたい。）。</p>	
--	--	---	--